

条例第 23 号

宇和島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宇和島市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第202号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="168 1348 414 1396">階級</th> <th data-bbox="414 1348 1128 1396">勤務年数</th> </tr> </thead> </table>	階級	勤務年数	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 1348 1375 1396">階級</th> <th data-bbox="1375 1348 2103 1396">勤務年数</th> </tr> </thead> </table>	階級	勤務年数
階級	勤務年数				
階級	勤務年数				

	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円		円	円	円
団長及び副団長	12,440	13,320	14,200	団長及び副団長	12,500	13,350	14,200
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440	分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670	部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800
備考 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。				備考 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宇和島市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第2号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた宇和島市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金に適用する。

償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。